

加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの  
労働時間改善に関する懇談会 飲料・酒物流分科会／  
トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会  
飲料・酒物流改善WG 合同会議

1. 本合同会議の開催趣旨

平成30年7月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、自動車の運転業務についても、改正法施行から5年後となる令和6年4月1日から、年960時間の上限規制が適用されることとなった。しかし、労働基準関係法令や「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」の違反が高水準で推移する中で、現状のままでは、上限規制を遵守しながら現在と同水準の物流を確保することは困難と考えられている。そのため、取引環境の適正化や労働生産性の向上等の長時間労働是正に向けた環境整備に資する実効性ある具体的取組みを速やかに実施する必要がある。

その一環として、国は、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となって「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」及び全都道府県に「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会（「地方協議会」という。）」を設置し、トラック運送事業者と荷主とが連携して荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るための実証実験を平成28年度から実施した。さらに、調査の結果、加工食品については荷待ちの件数が特に多かったことから、より深く現状と課題の分析や解決策の検討を行う必要があったため、平成30年度から、加工食品のサプライチェーンの幅広い関係者が参画する「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会（「加工食品懇談会」という。）」を開催し、今般、加工食品物流特有の課題の洗い出しや、実証実験、実態調査等を踏まえた解決策の検討を行った成果として、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン加工食品物流編」を取りまとめた。

さらに、令和2年度においては、調査の結果、荷待ちの件数が多い「飲料・酒」物流分野に取り組むこととしたところ、飲料・酒物流においては、メーカーから小売業者の物流センター又は加工食品、飲料・酒を扱う卸業者の倉庫を経由して、小売店舗に配送されていることから「飲料・酒」の関係者の多くは「加工食品懇談会」と重複しており、近似したサプライチェーンの関係者で取り扱われている「加工食品」の荷待ち時間削減策をさらに追求することが「飲料・酒」の荷待ち時間削減にも資すると考えられる。

また、地方協議会においては、上記の令和6年度から適用される上限規制の対応に向け、これまでの実証実験などの取組みを具体的な輸送分野にも展開するなど、さらなる深化を進めていく必要がある。さらに、東京都においては、2021年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、夏季の飲料・酒の需要増に加え、オリンピック・パラリンピックというイベントによる需要増という2つの季節波動の要因が重なることから、飲料・酒物流の効率化に向けた検討は喫緊の課題である。

以上を踏まえ、令和2年度においては、加工食品物流懇談会に「飲料・酒物流分科会」を設け、昨年度までの加工食品懇談会等の議論を前提としつつ、さらに、東京都地方協議会に「飲料・酒物流改善WG」を設け、さらなる取組みの深度化を図ることとする。

## 2. 本合同会議での検討項目

- ・加工食品物流に関する取組みの振り返り
- ・飲料・酒物流における実証実験の検討
- ・飲料・酒物流における生産性向上等に関する課題の抽出
- ・関係者間で提示された課題に対する意見交換、検証
- ・加工食品物流も含めた関係者間での取組の展開の方策

## 3. スケジュール

- ・令和2年9月から令和3年3月の間に2回程度実施

## 「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」について

### （名称）

第1条 本懇談会は、「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

### （目的）

第2条 本懇談会は、加工食品物流に携わる発着荷主、倉庫業者、トラック運送事業者等の関係者が連携し、サプライチェーン全体での加工食品物流の生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する検討を行うことを目的とする。

### （組織）

第3条 懇談会は、学識経験者、荷主、倉庫業者、トラック運送事業者等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 懇談会には、委員の互選により座長を置く。
3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

### （懇談会及び活動事項）

第4条 懇談会は目的達成のため次の活動を行う。

- （1）加工食品物流の生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に向けた諸対策に関すること
- （2）その他

### （懇談会）

第5条 懇談会は、必要に応じて座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、懇談会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
3. 懇談会は原則として非公開とする。

### （分科会）

第6条 懇談会には、第4条（懇談会及び活動事項）に掲げる事項に関して専門的に検討を行う機関として、分科会を置くことができる。

2. 分科会は、座長が指名した委員等により構成する。

### （事務局）

第7条 懇談会の運営に関する事務は、厚生労働省労働基準局労働条件政策課、農林水産省食料産業局食品流通課、経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室、国土交通省総合政策局物流政策課及び国土交通省自動車局貨物課が共同で行うものとする。

(その他)

第8条 これに定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、平成30年6月29日から施行する。

この規約は、令和2年8月31日から施行する。

# 「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会 飲料・酒物流分科会」について

## （名称）

第1条 本分科会は、「加工食品物流における生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する懇談会 飲料・酒物流分科会」（以下「分科会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 本分科会は、飲料・酒物流に携わる発着荷主、トラック運送事業者等の関係者が連携し、サプライチェーン全体での加工食品物流の生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に関する検討を行うことを目的とする。

## （組織）

第3条 分科会は、学識経験者、荷主、トラック運送事業者等の各員（以下「委員」という。）をもって構成する。

2. 分科会には、委員の互選により座長を置く。
3. 座長は、議事その他の会務を統括する。

## （分科会及び活動事項）

第4条 分科会は目的達成のため次の活動を行う。

- （1） 飲料・酒物流の生産性向上及びトラックドライバーの労働時間改善に向けた諸対策に関すること
- （2） その他

## （分科会）

第5条 分科会は、必要に応じて座長が召集する。

2. 座長は必要に応じ、分科会に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
3. 分科会は原則として非公開とする。

## （事務局）

第6条 分科会の運営に関する事務は、国税庁酒税課、厚生労働省労働基準局労働条件政策課、農林水産省食料産業局食品流通課、経済産業省商務・サービスグループ消費・流通政策課物流企画室、国土交通省総合政策局物流政策課及び国土交通省自動車局貨物課が共同で行うものとする。

## （その他）

第7条 これに定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

（附 則） この規約は、令和2年9月18日から施行する。

# 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会 飲料・酒物流改善WG」について

(名称)

第1条 本WGは、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会 飲料・酒物流改善WG（以下、「WG」という。）」と称する。

(目的)

第2条 本WGは、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一体となり、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 WGは、経済団体、労働団体、荷主関係団体、荷主、トラック運送事業関係団体、トラック運送事業者、行政機関等の各員（以下「グループ員」という。）をもって構成する。  
2. グループ員については、委員の承認を得て増員することができる。

(WG及び活動事項)

第4条 WGは目的達成のため次の活動を行う。  
(1) 東京都における飲料・酒物流に係るトラック運送事業の長時間労働の抑制に向けた諸対策に関すること  
(2) 東京都における飲料・酒物流に係るトラック運送事業の取引環境の改善に向けた取組に関すること  
(3) その他

(WG)

第5条 WGは、必要に応じて事務局が招集する。  
2. WGには委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第6条 WGの運営に関する事務は、東京労働局、東京運輸支局及び一般社団法人東京都トラック協会が共同で行うものとする。

(その他)

第7条 これに定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附 則) この規約は、令和2年9月18日から施行する。